

月報ハローワーク三島

平成29年11月号

三島公共職業安定所

TEL 055-980-1300

伊東出張所

TEL 0557-37-2605

熱海市ふるさとハローワーク

TEL 0557-82-8655

伊豆市地域職業相談室

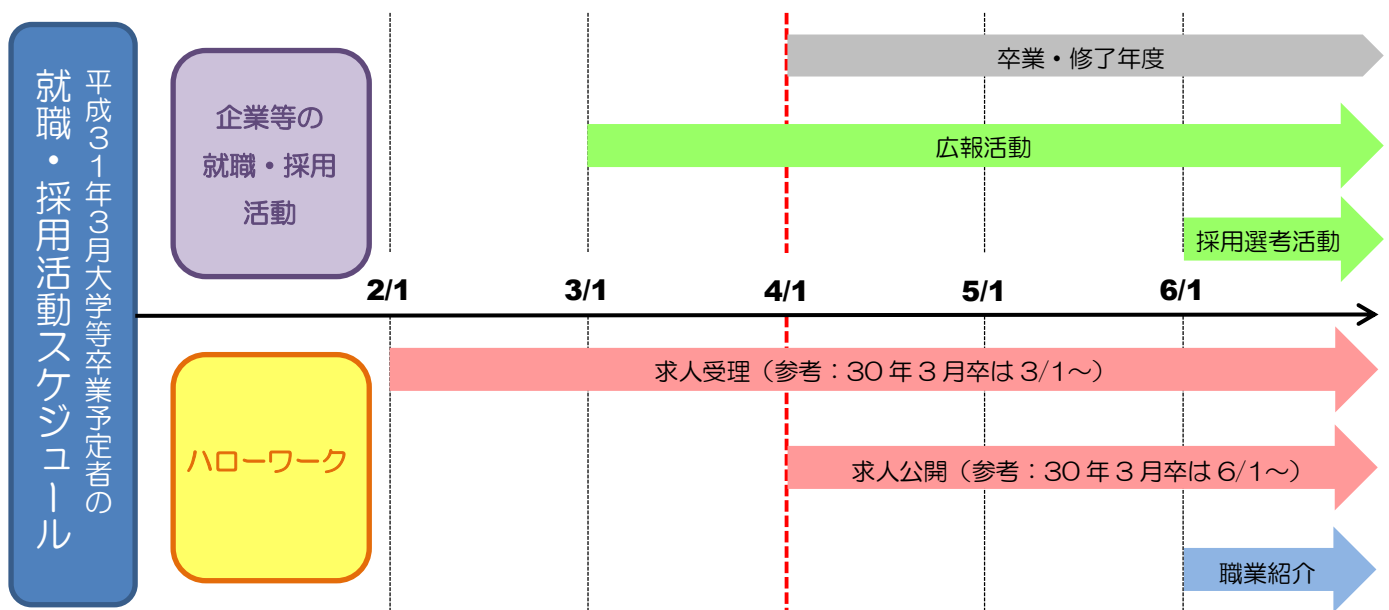
TEL 0558-74-3075

平成31年3月大学等卒業予定者対象の

求人受理・公開日が変更となります！

平成31年3月に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業・修了予定者を対象とする求人のハローワークにおける取扱いが下図のとおり変更となります。

求人の公開時期を早めることにより、学生の方々は十分な業界研究を行うことが可能となるほか、事業所においても広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。



※求人公開後であっても5/31以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

〈お問い合わせ〉 ハローワーク三島 求人専門援助部門

TEL 055-980-1302 FAX 055-987-6444

年齢にとらわれない募集・採用をお願いします！

労働者の募集および採用については、平成 19 年 10 月 1 日より原則として年齢制限を設けることが禁止されました。それから 10 年が経過し、事業所の皆さまの年齢制限禁止への理解は着実に広がりを見せています。

一方で、求人は年齢不問としているものの実際には書類や面接選考において年齢を理由に不採用とするなど法に反した事例も依然として見受けられます。

年齢制限の禁止は、個々人の能力や適性を判断して募集・採用していただくことで、一人ひとりにより均等な働く機会が与えられるようにすることを目的としています。

年齢にとらわれずに募集・採用を行うことによって、多様な求職者の応募が期待されます。また、職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験等をできる限り明示し、人物本位・能力本位の募集・採用を行うことで求める人材の採用につながりやすくなるものと考えられます。

事業所の皆さまには改めて法の趣旨をご確認いただき、年齢にとらわれない募集・採用を行っていただきますようお願いいたします。

年齢制限禁止のポイント

- 労働者の募集および採用にあたっては、**原則として年齢を不問としなければなりません。**
- ハローワークを利用する場合に限らず、民間の職業紹介事業者や求人広告、自社のホームページで直接募集・採用をする場合などを含めて広く適用されます。
- 正社員、パート、アルバイト、派遣など雇用形態を問いません。
- 形式的に「年齢不問」とすればいいということではありません。年齢を理由に応募を断る、書類選考や面接で年齢を理由に採用・不採用を決定することは法違反です。また、年齢を理由に雇用形態や職種などの求人条件を変更することもできません。

雇ったら入るのが、トップの義務 労働保険

正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、労働者を1人でも雇ったら労働保険に加入する義務があります。

労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。

まだ加入手続きを行っていない事業主の方は労働基準監督署又はハローワークへご相談いただき、速やかに加入手続きを行っていただきますようお願いいたします。

- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険への加入は事業主の責任です。
- 未加入の期間中に労災事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収し、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収する場合があります。



〈お問い合わせ〉

静岡労働局労働保険徴収課 ☎054-254-6437

または 最寄りの労働基準監督署

ハローワーク三島 雇用保険課適用係 ☎055-980-1304

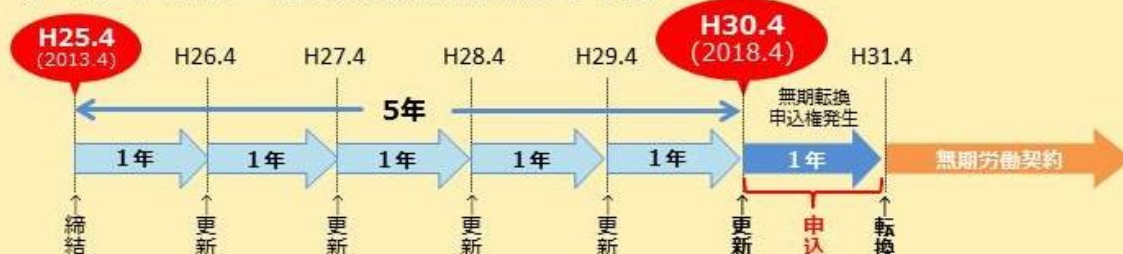
平成 30 年 4 月から

無期労働契約への転換申込みが本格化します

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

〈お問い合わせ〉

静岡労働局雇用環境・均等室 ☎054-252-5310

有効求人倍率の推移

	H28.9月	10月	11月	12月	H29.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
三島所	1.36	1.36	1.44	1.58	1.60	1.59	1.51	1.49	1.41	1.49	1.51	1.58	1.53
三島	1.26	1.30	1.37	1.46	1.48	1.49	1.37	1.36	1.29	1.40	1.39	1.45	1.47
伊東	1.71	1.57	1.72	2.01	2.01	1.96	2.06	2.01	1.85	1.82	1.98	2.10	1.78
静岡県	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.42	1.47	1.51	1.54	1.57	1.57	1.55	1.56
全国	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	1.51	1.52	1.52	1.52

(注) 静岡県・全国は季節調整値

職業紹介関係主要指標

項目	年月	平成29年9月	平成29年8月	平成28年9月	対前月 増減率(差)	対前年同月 増減率(差)	
		1 新規求職申込件数	1,127	943	1,157	19.5%	▲ 2.6%
I 全 数	2 月間有効求職者数	4,040	3,941	4,401	2.5%	▲ 8.2%	
	3 新規求人数	2,328	2,063	2,355	12.8%	▲ 1.1%	
	4 月間有効求人数	6,188	6,231	5,978	▲ 0.7%	3.5%	
	5 紹介件数	1,590	1,189	1,545	33.7%	2.9%	
	6 就職件数	373	328	375	13.7%	▲ 0.5%	
	7 充足数	307	291	317	5.5%	▲ 3.2%	
	8 新規求人倍率(3/1)	2.07倍	2.19倍	2.04倍	▲ 0.12P	0.03P	
	9 有効求人倍率(4/2)	三島本所	1.47倍	1.45倍	1.26倍	0.02P	0.21P
		伊東出張所	1.78倍	2.10倍	1.71倍	▲ 0.32P	0.07P
	10 就職率(6/1 × 100)	33.1%	34.8%	32.4%	▲ 1.7P	0.7P	
	11 充足率(7/3 × 100)	13.2%	14.1%	13.5%	▲ 0.9P	▲ 0.3P	
II 一 般	12 新規求職申込件数	725	611	756	18.7%	▲ 4.1%	
	13 月間有効求職者数	2,514	2,469	2,859	1.8%	▲ 12.1%	
	14 新規求人数	1,143	1,114	1,224	2.6%	▲ 6.6%	
	15 月間有効求人数	3,125	3,147	3,080	▲ 0.7%	1.5%	
	16 紹介件数	1,000	796	1,025	25.6%	▲ 2.4%	
	17 就職件数	203	201	227	1.0%	▲ 10.6%	
	18 充足数	160	161	170	▲ 0.6%	▲ 5.9%	
	19 就職率(17/12 × 100)	28.0%	32.9%	30.0%	▲ 4.9P	▲ 2.0P	
20 充足率(18/14 × 100)	14.0%	14.5%	13.9%	▲ 0.5P	0.1P		
III パ ー ト タ イ ム	21 新規求職申込件数	402	332	401	21.1%	0.2%	
	22 月間有効求職者数	1,526	1,472	1,542	3.7%	▲ 1.0%	
	23 新規求人数	1,185	949	1,131	24.9%	4.8%	
	24 月間有効求人数	3,063	3,084	2,898	▲ 0.7%	5.7%	
	25 紹介件数	590	393	520	50.1%	13.5%	
	26 就職件数	170	127	148	33.9%	14.9%	
	27 充足数	147	130	147	13.1%	0.0%	
	28 就職率(26/21 × 100)	42.3%	38.3%	36.9%	4.0P	5.4P	
	29 充足率(27/23 × 100)	12.4%	13.7%	13.0%	▲ 1.3P	▲ 0.6P	

(注) 全数 = 一般 + パートタイム

(注) ▲は減少率(差)、Pはポイントである。

雇用保険関係主要指標

項目	年月	平成29年9月	平成29年8月	平成28年9月	対前月 増減率	対前年同月 増減率
		雇用保険 適用	適用事業所数	5,349	5,378	5,142
被保険者数	73,585		73,828	70,360	▲ 0.3%	4.6%
資格取得者数	864		846	816	2.1%	5.9%
資格喪失者数	1,095		883	942	24.0%	16.2%
離職票交付枚数	599		550	592	8.9%	1.2%
給付	受給資格決定件数	259	199	289	30.2%	▲ 10.4%
	受給者実人員	860	927	1,132	▲ 7.2%	▲ 24.0%

(注) ▲は減少率である。